

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（その日は、
休日にあつた
場合は、その
翌日に発行す
る。）

(号外) 第93号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和46年12月27日 月曜日

監査公告

目次
◆監査公告 監査結果の公表

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和45年度に係る下記機関の監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和46年12月27日

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
秘書課		昭和46年9月16日		竹内勉	
				鳥取県監査委員	
				竹内 勉	
				同 圓井 潔	
				同 松原一男	
				同 岩田滝夫	

4	指摘事項 特記事項なし。	同	圓井 潔
---	-----------------	---	------

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
総務管財課		昭和46年9月10日		竹内 勉	
				同 圓井 潔	
				同 松原一男	
				同 岩田滝夫	

広報文書課		昭和46年10月15日		竹内 勉
				同 圓井 潔
				同 松原一男
				同 岩田滝夫

人事課		昭和46年10月7日		竹内 勉
				同 圓井 潔
				同 松原一男
				同 岩田滝夫

職員厚生課		昭和46年9月17日		竹内 勉
				同 圓井 潔
				同 松原一男
				同 岩田滝夫

財政課		昭和46年10月11日		竹内 勉
				同 圓井 潔
				同 松原一男
				同 岩田滝夫

地方課		昭和46年9月14日		竹内 勉
-----	--	------------	--	------

00734

<p>同 圓井 潔 同 岩田 滝夫 同 竹内 勉 同 圓井 潔</p>	<p>同 圓井 潔 同 松原 一男 同 岩田 滝夫 同 圓井 潔</p>	<p>4 指摘事項</p>	<p>総務管財課</p>	<p>鳥取県大阪事務所</p>	<p>昭和46年6月14日</p>	<p>監査委員</p>	<p>圓井 潔</p>	<p>(1) 委託契約の締結について</p>	<p>随意契約により、ゴミザリ駆除等を特定業者に委託して実施していたが、薬剤の散布方法は勿論、散布する薬品名、数量等具体的内容が明示されていない。契約を締結して委託内容を明確にされたい。</p>	<p>(2) 公有財産取得等の事務処理について</p>	<p>公有財産(出資による権利を含む。)を取得したときは、鳥取県公有財産事務取扱規則第40条の規定により、取得事務を終了した日から7日以内に総務部長に報告しなければならないこととなっているが、報告を怠っているため公有財産台帳に登録されていないもの、土地および建物で数量(面積)が総務部長備え付けの財産台帳と、各部長備え付けの台帳相互間に不適合となつているものが散見されるので、鳥取県公有財産事務取扱規則第5条に規定する総務部長への協議を励行するとともに、同規則第40条の規定による報告を嚴重に徴し、財産管理に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>その他各課 特記事項なし。</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 鳥取県東京事務所 昭和46年9月7日 監査委員 竹内 勉</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 鳥取県中部県税事務所 昭和46年7月22日 監査委員 竹内 勉 鳥取県西部県税事務所 昭和46年8月4日 監査委員 竹内 勉</p>		
<p>4 指摘事項</p>	<p>同</p>	<p>特記事項なし。</p>	<p>鳥取県名古屋事務所</p>	<p>昭和46年6月15日</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>4 指摘事項</p>	<p>特記事項なし。</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者</p>	<p>鳥取県自治研修所 昭和46年5月10日 監査委員 竹内 勉</p>	<p>4 指摘事項</p>	<p>特記事項なし。</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者</p>	<p>鳥取県東部県税事務所 昭和46年8月9日 監査委員 竹内 勉</p>	<p>1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者</p>	<p>鳥取県中部県税事務所 昭和46年7月22日 監査委員 竹内 勉</p>

4 指 摘 事 項	同 同 松原 一男 岩田 滝夫	企 画 部	1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 勉
東部県税事務所、西部県税事務所			1 県 民 課 昭和46年10月11日 監査委員 竹内 圓井 深
(1) 特別徴収義務者の職権抹消について			同 同 松原 一男
地方税法第 120 条で定める、料理飲食等消費税の特別徴収義務者としての登録を受けた者が廃業した場合、廃業届の提出を怠つてゐるため、台帳が職権で抹消されていたが、廃業年月日は無論、廃業に至る経緯等一切明確でない。			企画開発課 昭和46年10月11日 監査委員 竹内 圓井 深
料理飲食等消費税の課税にも関係するので、明確な事務処理をされたい。			同 同 松原 一男
中部県税事務所			交通対策課 昭和46年10月12日 監査委員 竹内 圓井 深
(1) 法人県民税、法人事業税の調定決議について			同 同 松原 一男
法人県民税および法人事業税で所得額の修正に伴つて、修正申告書が提出されていたが、調定決議が相当長期間遅延していたものがあつた。早期調定に留意されたい。			統 計 課 昭和46年10月12日 監査委員 竹内 圓井 深
(2) 行政財産の目的外使用許可について			同 同 岩田 滝夫
行政財産の目的外使用許可を行なつていたが、許可書が交付されていない。また時間を単位として許可を行なつた場合で、使用時間に1時間に満たない端数がある場合の料金の算定を誤つてゐるものがあった。「行政財産の使用許可の取扱について」(昭和39年 6月19日発給第192号) および、「行政財産の使用料算定要領について」(昭和40年 4月 1日発給第91号) 総務部長通知により適正な事務処理をされたい。			4 指 摘 事 項 特記事項なし。 厚 生 部 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者 勉 厚生援護課 昭和46年10月25日 監査委員 竹内 圓井 深

婦人児童課	昭和46年10月6日	同 監査委員	岩田 竹内	滝夫 勉	4 指摘事項 厚生援護課	同 岩田 滝夫
同和对策課	昭和46年9月14日	同 監査委員	竹内 圓井	勉 潔	(1) 購入委嘱による物品購入契約について 特別養護老人ホームの初度調弁にかかる備品購入費741万3,000円のうち、90万6,000円を購入委嘱により購入しているが、購入予定に計画性がなく、また、購入事務手続きにおいて、次のような適正でないものが見受けられたので、じゅうぶん留意されたい。 ア 予定価格の積算がなく、調書の作成が不相当である。(定価を予定価格としている。) イ 入札と合見積が不相当で、定価で購入しているものがある。 ウ 購入に計画性がなく、同種の物品を分割して購入している。	
国民年金課	昭和46年9月21日	同 監査委員	竹内 圓井	勉 潔	(2) 老人福祉事業にかかると業務委託について 老人福祉事業については、県社会福祉協議会に業務委託して執行させているが、委託期間が昭、45.4.1～昭、46.3.31の間であるにもかかわらず、契約の締結は昭、45.11.6に行なっている。事業の円滑な遂行を期するために、早期に締結されたい。	
衛生課	昭和46年10月15日	同 監査委員	竹内 圓井	勉 潔	(1) 児童措置費負担金の交付決定について 市町村が設置する保育所等の措置費負担金の追加交付決定にあたって、米子市ほか10市町村からの交付申請書のないものがあつた。的確な処理を行なう必要がある。	
医務課	昭和46年9月10日	同 監査委員	竹内 圓井	勉 潔	(2) 児童福祉施設退所児童の指導委託について 青谷子ども学園外4民間施設に、それぞれの退所児童の指導を7万	
予防課	昭和46年10月15日	同 監査委員	竹内 圓井	勉 潔		
環境保全課	昭和46年10月6日	同 監査委員	竹内 圓井	勉 潔		

7,000円で委託していたが、委託契約にあたって、具体的な実施内容が明確にされていなかった。また、実績の確認が行なわれていなかった。

それぞれ、的確な処理を行なう必要がある。

(3) 保母修学資金の貸付事務について

このことについては、前年度も指摘したところであるが、次の点がおお適当でないので留意されたい。

ア 保母修学資金貸付規則第18条の規定にもとづく債務の履行猶予の申請は、同規則第10条の規定による返還開始の始期までに徴して、その可否を決定されたい。

イ 債務の履行猶予の決定が6か月以上も遅延しているために、債務の履行猶予を否決したものであるについて、貸付金の返還を7か月分(2万1,000円)も一括調定して納入させているが、債権管理上適當でない。

ウ 貸付台帳の整備および関係書類の編てつが非常に悪いので、早急に整備し、債権管理の適正を期せられたい。

(4) 補助金の適期交付について

補助金の適期交付については、前年度も意見を述べたところであるが、県社会福祉協議会に補助している民間福祉施設の運営補助金については、早期に交付して、補助金交付の効果をあげるよう措置されたい。

医 務 課

(1) 看護職員修学資金の貸付および償還事務について

次のとおり、的確な処理を要するものがあつたので留意されたい。

ア 借用証書が提出されていないものがある。

イ 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例にもとづく債務の全部又は一部免除の手續きが行なわれていないものがある。

ウ 毎月償還すべき者に対する納入通知書の発行が、昭和45年4月分から昭和46年2月分までの分を、昭和46年2月に行なつていた。

その他各課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県東部福祉事務所 昭和46年5月7日 監査委員 竹内 勉

鳥取県中部福祉事務所 昭和46年6月4日 監査委員 竹内 勉

鳥取県西部福祉事務所 昭和46年5月21日 監査委員 竹内 勉

同 同 同 岩田 滝夫

同 同 同 圓井 潔

同 同 同 圓井 潔

4 指 摘 事 項

東、西部福祉事務所

(1) 児童福祉費負担金等の徴収について

児童福祉費負担金、福祉生業学資金貸付金元利収入、生活保護費返還金および母子福祉資金貸付金元利収入の徴収が全般的に低調であるので、根本的な徴収対策を講ぜられたい。

(2) 違約金の徴収について

母子福祉資金貸付金元利収入にかかる違約金の徴収については、根本的な対策をたてられたい。

中部福祉事務所
特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県身体障害者 昭和46年5月25日 監査委員 竹内 勉
更生相談所 同 圓井 潔

鳥取県立身体障害者
更生指導所

- 4 指摘事項
特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立母来寮 昭和46年4月21日 監査委員 竹内 勉
同 圓井 潔

- 4 指摘事項
(1) 郵券印紙受払簿の整備について
鳥取県物品事務取扱規則第17条の規定に基づき郵券印紙受払簿が調製されていないので整備されたい。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県立岩井長者寮 昭和46年2月9日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔

- 4 指摘事項
(1) 使用料の減免について
入寮者の使用料の減免額を寮長において変更して徴収しているもの

があつたが、使用料の減免は、鳥取県立岩井長者寮管理規則第10条の規定により知事が行なうこととなつているので、所定の手続きによつて減免額を変更すべきである。

(2) 郵便切手類の例月検査について

鳥取県物品事務取扱規則第39条の定めるところにより、郵便切手の例月検査を行なわれたい。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県婦人相談所 昭和46年4月19日 監査委員 竹内 勉
鳥取県立婦人寮 同 圓井 潔

- 4 指摘事項
特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県中央児童相談所 昭和46年1月26日 監査委員 山形 利男
同 山本 寿延

鳥取県倉吉児童相談所 昭和46年1月27日 監査委員 山形 利男
同 圓井 潔

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県米子児童相談所 昭和46年5月20日 監査委員 竹内 勉
同 圓井 潔

- 4 指摘事項
特記事項なし。

- 1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県精神薄弱者 昭和46年5月31日 監査委員 竹内 勉

更生相談所	同	圓井 潔	同	圓井 一男	
4 指摘事項 特記事項なし。	同	岩田 滝夫	同	岩田 滝夫	
1 監査実施箇所名 鳥取県立喜多原学園	2 監査執行年月日 昭和46年7月26日	3 監査執行者 竹内 勉	1 監査実施箇所名 鳥取県立保育専門学院	2 監査執行年月日 昭和46年1月27日	3 監査執行者 山形 利男
		同 圓井 潔			同 圓井 潔
		同 松原 一男			同 山本 寿延
		同 岩田 滝夫			
4 指摘事項 特記事項なし。			4 指摘事項 特記事項なし。		
1 監査実施箇所名 鳥取県立皆成学園	2 監査執行年月日 昭和46年4月21日	3 監査執行者 竹内 勉	1 監査実施箇所名 鳥取県倉吉保健所	2 監査執行年月日 昭和46年6月8日	3 監査執行者 竹内 勉
		同 圓井 潔			同 圓井 潔
		同 山本 寿延			同 岩田 滝夫
4 指摘事項 特記事項なし。			鳥取県郡家保健所	昭和46年7月15日	同 竹内 勉
1 監査実施箇所名 鳥取県立積善学園	2 監査執行年月日 昭和46年1月26日	3 監査執行者 山形 利男	鳥取県浜村保健所	昭和46年6月22日	同 圓井 潔
		同 山本 寿延			同 岩田 滝夫
4 指摘事項 特記事項なし。			鳥取県倉吉保健所	昭和46年6月22日	同 竹内 勉
1 監査実施箇所名 鳥取県立整肢学園	2 監査執行年月日 昭和46年7月13日	3 監査執行者 竹内 勉			同 圓井 潔

鳥取県米子保健所	昭和46年7月13日	同	岩田 滝夫
		同	竹内 勉
		同	圓井 潔
		同	松原 一男
		同	岩田 滝夫
		同	竹内 勉
		同	圓井 潔
		同	松原 一男
		同	岩田 滝夫

鳥取県根雨保健所

昭和46年7月27日

同 同 同 同 同

同 同 同 同 同

4 指摘事項

各保健所

(1) 薬事監視について

薬事監視については、鋭意努力されているところであるが、いまだ完全な管理等が行なわれていないところが多く、とくに毒物、劇物の取扱については、事故を事前に防止するためにも徹底した監視を行なわれない。

鳥取保健所

(1) 保健所運営協議会の開催について

鳥取県保健所運営協議会条例(保健所法第6条、同施行令第6条)に基づき協議会が全然開催されていないので、協議会設置の趣旨にかんがみ予算の効率的執行により保健所の合理的運営を図らねばならない。

米子保健所

(1) 資金前渡払いによる支出について

一般人に支払われる賃金、報酬、報償費および旅費の事後払いにか

かるものについて、ほとんど資金前渡払いによつて処理しているが、資金前渡の特例的な趣旨に照らして、会計法上適当でないので留意されたい。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県衛生研究所	昭和46年4月22日	同
		同
		同
		同

同 同 同

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県立中央病院	昭和46年7月19日	同
		同
		同
		同

同 同 同

鳥取県立厚生病院	昭和46年8月6日	同
		同
		同
		同
		同

同 同 同

4 指摘事項

両病院とも公的医療機関としての公共性にそい広く住民の医療福祉の増進に寄与しつつ、その経済性を發揮するよう運営するには多くの問題点があり、かつ、困難が予想されることであるが、その経営は必ずしも良好であると言いがたいものがあり、当年度においてもさらに1億6,597万1,318円の欠損金が増加し4億3,254万3,793円の赤字累積額に達している。

この解消については、根本的な赤字解消計画をたて、まず、病院自体が経済性を發揮するよう経営の合理化について、いつその創慮くふうを講じ、格別の改善向上を期せられるよう望む。

なお、次の事項については是正および検討をされたい。

- (1) 診療報酬患者自己負担分の滞納整理について
診療報酬患者自己負担分について、昭和45年度中は滞納額の未然防止に鋭意努力されたところであるが、昭和44年度以前の滞納について積極的な整理をされたい。

なお、滞納の未然防止の一つとして、県外の外来患者で自由診療を要求するものについては、身元の確認を行なうよう心がけられたい。

(阿病院)

- (2) 患者外給食の取扱いについて

患者外給食の取扱いにおいて、次の事項について適当でないので検討善処されたい。

ア 附添人給食にかかる代金の受領については、現在給食係職員が受領して、当該職員が附添人に代つて会計窓口に入しているが、附添人が直接納入するよう改められたい。(中央病院)

イ 上記代金を給食係職員が受領する場合「病院長印」の刷込用紙を使用しているが「病院長印」による領収は適当でなく、また、この用紙の受払いが行なわれていない。(中央病院)

ウ 患者外給食については食券制により実施しているが、食券の売払代金と当該収益金の調定額において1万230円の相違があり調定もれがあるので、給食実施数の等あくど調定について適正を期せられたい。(厚生病院)

- (3) 看護学院入学選抜手数料の徴収について

看護学院入学選抜手数料については、現在選抜試験当日に納入させているものもあるために、欠席者については徴収しないものもあるの

で、今後は願書提出と同時に納入させるようになされたい。(厚生病院)

- (4) 工事請負契約の締結について

ア 建設改良工事請負契約の締結のうちで、見積価額1件100万円を超えるものについて、正当決裁権者の決裁を得ないで契約書を作成していた。所定の決裁を得て契約書を作成されたい。(中央病院)

イ 上記の額を超えるものについての工事請負契約の締結は、病院長に委任されていないにもかかわらず、病院長が契約書を作成していた。所定の契約書を作成されたい。(厚生病院)

- (5) 物品の管理体制を確立することについて

物品(器械備品を含む。)の管理体制については、昭和45年度において「物品管理要領」を定めて、その確立のため事務を進めているところであるが、すみやかに責任体制を明確化しよう努められたい。(阿病院)

- (6) 初診料および検査料の事前徴収について

未収金の内容をみるに初診料と検査料が不納入になつていものがあるので、これらの料金については、あらかじめ徴収するよう検討されたい。(阿病院)

(7) 資本的支出、資産購入費2,468万7,210円を執行しているが、742万3,860円の財源が不足し、運営資金の円滑のための一般会計借入金を充てている。

このことは、資金不足をさらに増大させる原因ともなり経営上適当でないので、資本的支出の執行にあたっては、これに充てるにふさわしい財源を確保してから執行するようたくに留意されたい。

(中央病院)

商 工 勞 働 部

1	監査実施箇所名 商工指導課	2	監査執行年月日 昭和46年10月13日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫
1	商工振興課	2	昭和46年9月13日	3	監査委員 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫
1	勞 政 課	2	昭和46年9月16日	3	監査委員 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫
1	職業安定課	2	昭和46年9月16日	3	監査委員 竹内 勉 圓井 潔 竹内 圓井
1	観 光 課	2	昭和46年9月13日	3	監査委員 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫
4	指摘事項 特記事項なし。	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫		
1	監査実施箇所名 鳥取県工業試験場	2	監査執行年月日 昭和46年4月22日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔
4	指摘事項				

特記事項なし。

1	監査実施箇所名 鳥取県立倉吉専修職業訓練校	2	監査執行年月日 昭和46年5月12日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 竹内 圓井
1	鳥取県立米子専修職業訓練校	2	昭和46年5月20日	3	監査委員 竹内 勉 圓井 潔
4	指摘事項 倉吉専修職業訓練校 (1) 赤字支出について				
<p>このことについては、前の監査報告で指摘したところであるが、本年度においても賞金が1月末で1万3,240円の赤字支出となっていた。また、非常勤特別職の6月分報酬の支払いにあたって、報酬の令達残額不足のため、一時報償費で支出し、後日報酬へ科目更正されていた。</p> <p>鳥取県会計規則第40条の規定に基づき、今後適正に処理されたい。</p> <p>米子専修職業訓練校 特記事項なし。</p>					
1	監査実施箇所名 農政企画課	2	監査執行年月日 昭和46年10月14日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫
1	農業指導課	2	昭和46年10月22日	3	監査委員 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫

0077

治法第288条第1項第7号に規定する「出資による権利」に該当するものであるので鳥取県公有財産事務取扱規則に定める取得報告の事務手続きを行なうべきである。

水産課

(1) 事業完了に伴う検査について

水産振興事業で関係市町村および関係団体が実施した水揚荷捌施設、製水施設等一連の単県補助事業で、事業完了に伴う事務検査調査を作成していないため確認できないものがある。

補助事業完了にあつての検査は、交付決定の内容およびこれに付した条件の適否を確認するものであり、適正な額の確定をするための基礎にもなるもので嚴重に行なう必要がある。

その他各課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	4 指 摘 事 項
鳥取県鳥取地方 農林振興局	昭和46年8月9日	竹内 勉 圓井 潔 松原 一男	鳥取地方農林振興局
鳥取県八頭地方 農林振興局	昭和46年7月16日	竹内 勉 圓井 潔 松原 一男	鳥取県米子地方 農林振興局
鳥取県倉吉地方 農林振興局	昭和46年8月6日	竹内 勉 岩田 滝夫	鳥取県日野地方 農林振興局
		同 圓井 潔	鳥取県八頭農業改良 普及所

4 指 摘 事 項

鳥取地方農林振興局

(1) 狩猟者講習修了証明書の再交付について

狩猟者講習修了証明書の交付を受けた者が、これを亡失したときは、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則」第12条の亡失届をし、再交付を受ける必要がある場合は同規則第18条による再交付の請求をすることになつてゐるが、亡失届のあつた9名の者から上記修了証明書の再交付の請求がないのに再交付をしてゐることは違法である。

その他各局

特記事項なし。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	4 指 摘 事 項
鳥取県鳥取農業改良 普及所	昭和46年4月23日	竹内 勉 圓井 潔	鳥取県米子地方 農林振興局
鳥取県八頭農業改良 普及所	昭和46年4月23日	竹内 勉 岩田 滝夫	鳥取県日野地方 農林振興局
		同 圓井 潔	鳥取県八頭農業改良 普及所

1	監査実施箇所名 鳥取県畜産試験場	2	監査執行年月日 昭和46年5月18日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県中小家畜試験場	2	監査執行年月日 昭和46年6月11日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県蚕業試験場	2	監査執行年月日 昭和46年6月4日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県立農業経営 大 学 校	2	監査執行年月日 昭和46年5月19日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県畜産試験場	2	監査執行年月日 昭和46年5月18日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県畜産試験場	2	監査執行年月日 昭和46年6月11日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県畜産試験場	2	監査執行年月日 昭和46年6月4日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 松原 一男 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県立農業経営 大 学 校	2	監査執行年月日 昭和46年5月19日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔	4	指摘事項 特記事項なし。

鳥取県境港水産事務所 昭和46年5月21日 監査委員 竹内 勉

同 圓井 潔

4 指摘事項

(1) 使用料の徴収について

県営境港水産会館使用料および県営境港魚市場使用料の徴収は、「鳥取県境港水産事務所長名」で「納入通知書」を発行し、その収入は、鳥取県境港水産事務所の出納員が行なっているが、この使用料の徴収権限の委任がないうまま当該使用料を鳥取県水産事務所長が徴収することは適当でない。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県水産試験場 昭和46年6月3日 監査委員 竹内 勉

(本場) 同 圓井 潔

昭和46年7月14日 同 松原 一男

(増港分場) 同 岩田 滝夫

4 指摘事項

(1) 特殊勤務手当の支出について

職員の特殊勤務手当(航海手当)の支給は、水産試験船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において航海勤務に従事したときに支給することになつているが、水産試験船が港に停泊中の期間(S45.4.3~4)についても前記航海手当を支給している。職員の特殊勤務手当に関する条例第15条第2項の規定に照し適当でない。

(2) 売却処分の方について

福部村漁業協同組合ほか6 漁業協同組合に増殖用ワカメ種苗9,700mを売却し、その代金として19万4,000円を調達しているが、生産主

任が生産品引継簿により靡長に引継ぐことなく売却していることは適当でない。なお、この収入は、毎年度漁業者が購入した種苗を飼育し、換金後納入することが例となつているが、納入通知書に指定する納付期限までに納入するよう指導されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県立境港水産会館 昭和46年5月21日 監査委員 竹内 勉

同 圓井 潔

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県営境港魚市場 昭和46年5月21日 監査委員 竹内 勉

同 圓井 潔

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県大山農地開発局 昭和46年5月21日 監査委員 竹内 勉

同 圓井 潔

4 指摘事項

特記事項なし。

土 木 部

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

管理課 昭和46年10月26日 監査委員 竹内 勉

同 圓井 潔

同 松原 一男

道 路 課	昭和46年10月 8 日	同	岩田 滝夫	鳥取県鳥取土木出張所 昭和46年 7 月19日	同	竹内 潔
都市計画課	昭和46年10月20日	同	岩田 滝夫	鳥取県郡家土木出張所 昭和46年 7 月15日	同	竹内 潔
都市開発課	昭和46年10月 8 日	同	岩田 滝夫	鳥取県倉吉土木出張所 昭和46年 8 月10日	同	竹内 潔
河 港 課	昭和46年10月13日	同	岩田 滝夫	鳥取県米子土木出張所 昭和46年 8 月 4 日	同	竹内 潔
砂 防 課	昭和46年10月20日	同	岩田 滝夫	鳥取県根雨土木出張所 昭和46年 7 月27日	同	竹内 潔
建 築 課	昭和46年10月13日	同	岩田 滝夫		同	竹内 潔
指 摘 事 項		同	岩田 滝夫		同	竹内 潔
特記事項なし。		同	岩田 滝夫		同	竹内 潔
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者		4 指 摘 事 項		
				各土木出張所共通事項		
				(1) 許可期間満了のもの事務処理について		
				屋外広告物、道路、河川の占用および国有土地水面等の使用で、許可期間の満了したものの更新手続きのとられていないものが、次表のとおりあった。		

早急に現地調査のうえ、合規の事務処理をされたい。

昭和45年度末で許可期間の満了したものの処理状況

45年度末で許可期間満了のもの 件数	左の処理状況 (昭和46年6月30日現在)				願出未了のもの 件数
	更新手続完了のもの 件数	審査中のもの 件数	廃止届済のもの 件数	願出済のもの 件数	
906	574	160	33	139	

郡家土木出張所

(1) 工事中止期間中の前金払について

村中橋架換工事 (八頭郡智頭町西谷) は、昭和45.7.31契約を締結したが、用地交渉難航のため、直ちに工事中止通知 (45.8.1~45.11.30) がされていた。

しかしながら、この間に請負人から前金払の申請があり、45.8.11に250万円が支払われていた。

前金払の趣旨から、工事中止期間中に前金払をしないよう充分注意されたい。

倉吉土木出張所

(1) 道路復旧工事の完成検査について

昭和45.7.20付で許可した水道配水管伏設工事 (一般地方道仙隠岡田線、配水管延長500m) の道路復旧工事は、申請者である倉吉市が直接行なうこととなっていたが、これの県の竣功検査が行なわれていなかった。

原因者に復旧工事を行なわせるときは、これの監督および検査を厳重に行なわれたい。

根雨土木出張所

(1) 県歳入金で徴収委託したものの預金利子の取り扱いについて

有料道路大山環状道路の通行料については、地方自治法施行令第158条 (歳入の徴収、または納付の委託) の規定により徴収事務を大山観光株式会社へ委託しているが、同会社が県歳入に納付するまでの間 (1か月単位) 銀行に預託したことに伴って付された利子から所得税が源泉徴収されていた。

これは、県の公金であるとの見解から所得税法第11条の規定によつて、利子所得税は課されないもので、すみやかに善処されたい。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 監査実施箇所名 | 2 監査執行年月日 | 3 監査執行者 |
| 鳥取県鳥取都市 | 昭和46年6月7日 | 監査委員 竹内 勉 |
| 開発事務所 | | 同 同 圓井 潔 |

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| 鳥取県米子都市 | 昭和46年6月11日 | 監査委員 竹内 勉 |
| 開発事務所 | | 同 同 圓井 潔 |
| | | 同 同 岩田 滝夫 |

4 指摘事項
特記事項なし。

- | | | |
|-----------------|------------|-----------|
| 1 監査実施箇所名 | 2 監査執行年月日 | 3 監査執行者 |
| 鳥取県佐治川治水ダム建設事務所 | 昭和46年7月16日 | 監査委員 竹内 勉 |
| | | 同 同 圓井 潔 |
| | | 同 同 松原 一男 |
| | | 同 同 岩田 滝夫 |

4 指摘事項
特記事項なし。

00780

1	監査実施箇所名 出 納 室	2	監査執行年月日 昭和46年10月25日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔 同 松原 一男 同 岩田 滝夫	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 企 業 局	2	監査執行年月日 昭和46年8月2・3日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔 同 松原 一男 同 岩田 滝夫	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 議 会 事 務 局	2	監査執行年月日 昭和46年9月17日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 總 務 課	2	監査執行年月日 昭和46年10月16日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔 同 岩田 滝夫	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
			教 育 委 員 会				
1	監査実施箇所名 鳥取県教育研究所	2	監査執行年月日 昭和46年5月7日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 福 利 課	2	監査執行年月日 昭和46年10月21日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 社 会 教 育 課	2	監査執行年月日 昭和46年10月18日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔 同 松原 一男 同 岩田 滝夫	4	指 摘 事 項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 体 育 保 健 課	2	監査執行年月日 昭和46年10月18日	3	監査執行者 竹内 勉 同 園井 潔 同 松原 一男 同 岩田 滝夫	4	指 摘 事 項 特記事項なし。

鳥取県立鳥取図書館 昭和46年5月25日 監査委員 竹内 勉
 同 園井 潔
 鳥取県立米子図書館 昭和46年5月20日 監査委員 竹内 勉
 同 園井 潔

4 指摘事項

鳥取図書館

(1) 契約書の作成について

貴重な資料の複製、表装、修理等を随意契約により業者に委託していたが、契約書が作成されていない。

これら貴重かつ、重要な資料の外部発注にあつては、鳥取県会計規則第111条第1項の規定にかかわらず契約書を作成し、契約の適正な履行の確保は無論、責任の所在を明確にして資料の紛失、汚損等の防止に配慮されたい。

鳥取図書館、米子図書館

(1) 寄贈図書の受納手続について

書籍販売業者等から寄贈を受けた図書で、寄附申込書を徴さず、寄附受納を行なつていたが適当でない。

鳥取県物品事務取扱規則第9条の規定により適正な事務処理をされたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
 鳥取県立科学博物館 昭和46年5月7日 監査委員 竹内 勉
 同 園井 潔

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
 鳥取県立鳥取青年の家 昭和46年6月3日 監査委員 竹内 勉
 同 園井 潔
 同 岩田 滝夫

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
 鳥取県立鳥取 昭和46年1月25日 監査委員 山形 利男
 東高等学校 同 園井 潔
 同 遠藤 寿雄

鳥取県立鳥取 昭和46年2月5日 監査委員 山形 利男
 西高等学校 同 園井 潔
 同 山本 寿延

鳥取県立鳥取 昭和46年2月5日 監査委員 山形 利男
 商業高等学校 同 園井 潔
 同 山本 寿延

鳥取県立鳥取 昭和46年1月25日 監査委員 山形 利男
 工業高等学校 同 園井 潔
 同 遠藤 寿雄

鳥取県立鳥取 昭和46年1月25日 監査委員 山形 利男
 西工業高等学校 同 園井 潔
 同 遠藤 寿雄

鳥取県立鳥取 昭和46年6月21日 監査委員 竹内 勉
 業農高等学校 同 園井 潔

鳥取県立岩美高等学校	昭和46年6月3日	同 監査委員	岩田 勉	滝夫 勉
鳥取県立八頭高等学校	昭和46年2月8日	同 監査委員	竹内 圓井	滝夫 勉
鳥取県立智頭農林高等学校	昭和46年2月8日	同 監査委員	山形 利男	利男 潔
鳥取県立青谷高等学校	昭和46年5月25日	同 監査委員	圓井 潔	圓井 潔
鳥取県立倉吉東高等学校	昭和46年5月12日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立倉吉西高等学校	昭和46年5月19日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立倉吉農業高等学校	昭和46年7月22日	同 監査委員	岩田 滝夫	圓井 潔
鳥取県立倉吉産業高等学校	昭和46年5月12日	同 監査委員	竹内 圓井	竹内 圓井
鳥取県立倉吉工業高等学校	昭和46年5月11日	同 監査委員	竹内 圓井	竹内 圓井
鳥取県立由良育英高等学校	昭和46年5月11日	同 監査委員	竹内 圓井	竹内 圓井

鳥取県立赤崎高等学校	昭和46年5月11日	同 監査委員	竹内 圓井	滝夫 勉
鳥取県立西部農業高等学校	昭和46年7月20日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立米子東高等学校	昭和46年7月26日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立米子西高等学校	昭和46年7月28日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立米子南商業高等学校	昭和46年7月20日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立米子工業高等学校	昭和46年7月28日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立法勝寺高等学校	昭和46年6月9日	同 監査委員	岩田 滝夫	圓井 潔
鳥取県立境高等学校	昭和46年7月21日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立境水産高等学校	昭和46年7月21日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔
鳥取県立境港工業高等学校	昭和46年7月21日	同 監査委員	竹内 圓井	圓井 潔

鳥取県立根南 高等学校	昭和46年7月26日	監査委員	竹内 勉
		同	圓井 潔
		同	松原 一男
		同	岩田 滝夫
鳥取県立日野 産業高等学校	昭和46年7月27日	監査委員	竹内 勉
		同	圓井 潔
		同	松原 一男
		同	岩田 滝夫

4 指 摘 事 項

鳥取東、法勝寺高等学校

(1) 寄附物品の受納手続きについて

卒業生から寄贈を受けた物品を、正規の寄附受納手続きを行なうことについては、前年度の定期監査報告で指摘したところであるが、未だその手続がなされていない。鳥取県物品等務取扱規則の定めるところにより受納手続きをとらねばならない。

西部農業、米子工業高等学校

(1) 予定価格調書の作成について

工事請負費で、グラントおよびデニスコート整備工事等を随意契約により見積書を徴して執行していたが、予定価格が定められていない。鳥取県会計規則第127条（第137条で準用）の定めるところにより予定価格調書を作成されたい。

智頭農林、日野産業高等学校

(1) 家畜等の飼料の購入方法について

家畜等の飼料を特定業者と随意契約で購入していたが、指名競争入

札等の方法により年間単価契約を締結して購入するようにされたい。
倉吉西、米子西、米子工業、法勝寺、境、日野産業高等学校

(1) 契約にかし担保の条件を付することについて

備品購入費で教育用備品を購入していたが、契約書に保証期間の特約条項が明記されていないもの、また、会計規則第111条第1項の規定により契約書を作成省略し、同条第2項の定めるところにより請書を徴していたが、保証期間の特約条項が付されていない。教育用備品で機械器具類の購入にあつては、かし担保の特約条件を付して契約を締結されたい。

鳥取東、岩美、倉吉東、倉吉産業、法勝寺、日野産業、青谷高等学校

(1) 学校の敷地内にある国有財産等の取り扱いについて

学校の敷地内にあつた国有財産（農道、水路敷）で既にその用途を廃止し、学校敷地として使用しているが、所定の手続きがなされていないもの、また個人名義のまま所有権移転登記が完了していないもの等がある。

これらについては、早急に問題の解決を図り、教育財産の管理に遺憾のないようにされたい。

鳥取農業高等学校

(1) 評価額の決定方法について

農業実習で生産した仔猪ならびにブローイラーを特定業者と随意契約により売却していたが、評価額決定の根拠が薄弱である。市場価格等を参照して適正な評価を行なわれたい。

智頭農林高等学校

(1) 山林実習地の登記面積について

市瀬宮地谷 3487-1 の山林を昭和44年 3 月に智頭町から取得しているが、購入は実測面積 (196,500 m^2) により、登記は台帳面積 (39,676 m^2) によつているので、早急に地積訂正の登記をされたい。

(2) 和牛の売買方法について

農業実習で飼育実習のため、特定業者と随意契約により、和牛15頭を購入し、内 8 頭を購入した業者へ売却していたが、特定業者と随意契約により売買取り引きをすることは好ましくない。購入委託および販売委託等の方法により、購入および売却することについて検討されたい。

青谷高等学校

(1) 備品の整理について

昭和45年度に購入した備品が、物品整理簿ならびに職員別備品貸与簿に登記されていない。また、物品取扱主任が明確でない向もあるので、鳥取県物品事務取扱規則の定めるところにより適正な事務処理を行ない、物品の管理に遺憾のないようにされたい。

倉吉農業高等学校

(1) 生産品の前渡伝票について

農業実習で生産した物品を売却していたが、5万円以下の生産品の売却で、特定の期日を定めて代金を納入させている場合に、生産品前渡伝票が徴されていない。「鳥取県物品事務取扱規則および同規則の運用方針及び留意事項について」の定めるところにより、生産品前渡伝票を徴されたい。(ただし、今後の取り扱いについて、昭46.4.1日より規則の運用方針及び留意事項が一部改正されたことに注意されたい。)

境水産高等学校

(1) 生産品の報告および引き継ぎについて

実習によつて生じた副産物を売却処分が付していたが、生産品処理簿に登記されていない。「県立高等学校実習特別会計事務取扱要領」の定めるところにより、生産品処理簿により報告及び引き継ぎを行なうようにされたい。

(2) 生産品前渡伝票の取り扱いについて

実習で生産した缶詰、塩鯖等を売却し、その代金を特定の期日に納入させる場合、生産品前渡伝票(受領書)を徴し、後日納入通知書を発行していたが、調定の遅れているもの、生産品前渡伝票と納入通知書の名義人の異なっている者等が見受けられたので適正な事務処理に留意されたい。

(3) 授業料の収納促進について

授業料の納期限内収入率は、本科68.2%、専攻科91.0%で本科制が低調である。

長期間の水産実習従事などの特殊事情もあるが、納期限内収納について格別努力の要がある。

日野産業高等学校

(1) 地上権設定登記について

分収造林として管理されている演習林で、学校長名義で契約を締結しているものがあるが適当でない。知事名義により契約を締結し、地上権設定の登記をされたい。

その他各校

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

1	監査実施箇所名 財団法人国立米子病院 移転改築促進期成同盟会	2	監査執行年月日 昭和46年6月9日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県商工会連合会	2	監査執行年月日 昭和46年6月21日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県中小企業 団体中央会	2	監査執行年月日 昭和46年6月21日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県LPガス協会	2	監査執行年月日 昭和46年6月2日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 財団法人 鳥取県大阪青年寮	2	監査執行年月日 昭和46年6月16日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県内水面漁業 協同組合連合会	2	監査執行年月日 昭和46年5月24日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔	4	指摘事項 特記事項なし。
1	監査実施箇所名 農事組合法人 東部乳牛生産組合	2	監査執行年月日 昭和46年5月31日	3	監査執行者 竹内 勉 圓井 潔 岩田 滝夫	4	指摘事項

(1) 契約の履行および約定について

稚あゆ放流事業で、当連合会と滋賀県鮎苗漁業協同組合連合会ほか
2連合会との間に稚あゆ売買契約を締結し、3,750 kgを購入している
が、納付期限が昭和45年5月31日と約定されているにもかかわらず納
期が履行されていない。また、代金の支払は「納入検査後30日以内に
支払う。」と約定されているが、前金払していることは適当でない。
履行の遅滞、不履行の場合における遅滞利息、違約金、その他前金払
の特約については事業の性質または目的等実態に即した約定にするよ
う指導する必要がある。

報 告 取 扱 公 報

(1) 補助事業量の変更について

放牧場整備事業で、国府町美敷放牧場ほか2放牧場の整備に要した事業費127万1,088円に対し単県補助金 305万円 (定額補助) を交付しているが、このうち郡家町平木谷放牧場の牛舎建設で1棟 38.88㎡の交付決定額30万9,500円に対し出来高76.05㎡に変更されている (事業費は同額) が、事業の変更承認も受けず、また、事業実績は申請書に記載されている内容がそのまま報告されていることは適当でない。なお、交付の決定にあたっては、その決定の内容および変更許容範囲等必要な条件を具体的に補助事業者に明示する必要がある。

1	鳥取県経済農業協同組合連合会	2	昭和46年5月31日	3	鳥取県 竹内 勉
1	鳥取県農業協同組合中央会	2	昭和46年6月7日	3	鳥取県 竹内 勉
4	指摘事項なし。				
4	指摘事項なし。				

4 指摘事項 同 岩田 滝夫

(1) 補助対象事業費に対応する事業量の記載をすることについて
 農業協同組合中央会事業活動促進事業 (単県) で、生活改善指導、農協青年組織指導等に要した事業費385万3,000円に対し補助金230万円を交付しているが、当該補助金交付申請書に記載されている生活改善指導費 (事業費10万円) 、農協青年組織指導費 (事業費20万円) 、農協婦人組織指導費 (事業費27万円) 、総合農政推進費 (事業費101万円) の事業種目については事業項目と事業費のみの記載であつて、補助金の交付の対象事業費に対応する事業量 (事業計画) の記載がなく、事業費の算定が困難であるのに補助金の交付決定を行なつていくことは適当でない。補助金交付申請書に記載する事業計画は、事業区分ごとに具体的に項目、数量および金額等を記載させ、適正な補助金の交付決定を行なうべきである。なお、実績報告書についても同様である。

(2) 補助金経理について

農業協同組合中央会事業活動促進事業 (単県) のうち、農協青年組織指導事業費21万2,960円に対し補助金15万円を交付しているが、その補助金経理内容をみると、当会とは別の団体である農協青年部協議会委員長名で招集された会議出席の旅費8,090円、同委員長名で依頼した講師の旅費、謝金3万2,520円および同委員長名の依頼により市場現地研修会 (追跡調査) の旅費8万8,680円、合計12万9,290円の経費を中央会が支出していることは、鳥取県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付要綱第二第2項の規定で「中央会が行なう事業で

知事が特に組合の振興対策上必要と認めた事業に要する経費」とする補助目的に照し適當でない。適正な補助金經理を行なうよう指導されたい。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県農業会議		昭和46年8月9日		監査委員 竹内 勉
					同 圓井 潔
					同 松原 一男
					同 岩田 滝夫

4 指 摘 事 項

(1) 補助対象事業費に対応する事業量の記載をすることについて

農業委員会等補助事業（単県、農政活動費）で、一般的農政活動（農業生産対策、農業就業構造改善対策、価格流通対策事業等）に要した事業費50万450円に対し補助金50万円を当会に交付しているが、当該補助金交付申請書に記載されている事業計画は、事業項目と事業費のみの記載であつて補助対象事業費に対応する事業量の記載がなく、事業費の算定が困難であるのに補助金の交付決定を行なつていくことは適當でない。補助金交付申請書に記載する事業計画は各事業区分ごとに具体的に項目、数量および金額等を記載させ、適正な補助金の交付決定を行なうべきである。なお、実績報告についても同様である。

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行者
	鳥取県河川産物採取協会連合会		昭和46年6月7日		監査委員 竹内 勉
					同 圓井 潔
					同 岩田 滝夫

4 指 摘 事 項
特記事項なし。